

# 新型コロナウイルス感染症関連情報

① 広報 あさひまち

令和3年4月30日号

④

## お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課  
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112  
FAX 67-2117

### 町民の皆さまへ

～大型連休中は移動を控えて、  
みんなで大切な「いのち」と「ふるさと」を守ろう～

山形県では、4月から一般の高齢者を対象としたワクチン接種が始まったところですが、大都市圏で増加している感染力や重症化リスクが高いと言われる変異株がまん延した場合、医療供給体制のひっ迫、さらには医療の崩壊を招くことが懸念されます。

ここで、大型連休を迎えるにあたり、私たちからお願いがあります。

#### ○県境をまたぐ移動は控えて！

- ・県境をまたぐ帰省や旅行、法事などの移動は、控えてください。
- ・ご家族やご親族に、体調が悪い時の帰省や、感染が多い地域からの帰省は控え、電話やオンライン帰省を活用するようお伝えください。

#### ○感染防止対策を最大限に！

- ・こまめな手洗い、消毒、正しいマスクの着用、三つの密の回避など基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・会食は感染対策を講じられたお店で、少人数・短時間、マスク飲食などを徹底して行ってください。

**マスクを外した会話・会食・カラオケが、最大の感染リスクです！**

#### ○テレワーク等の活用にご協力を！

- ・大型連休中の出勤は必要最小限とし、テレワークやオンラインを活用してください。

皆様の大切なご家族やご親族、ご友人、そしてご自身をコロナから守り、この難局を乗り越えるため、大型連休中も、朝日町民一丸となって感染拡大の阻止に向け取り組みましょう。

令和3年4月30日

山形県知事 吉村 美栄子  
朝日町長 鈴木 浩幸

## 肉用牛肥育経営持続化支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で枝肉価格が下がり経営が悪化した肥育農家を支援します。

### ▶支援内容

肉用牛肥育経営安定対策（牛マルキン）が発動した場合に県及び町がそれぞれ補填されない1割部分の1/2を支援

### ▶対象

県内で肥育され、令和3年2月から5月に出荷された牛（マルキン加入の肉専用種）

### ▶申請期限

9月30日（木）

### ▶問合せ先

【県関連】

県畜産振興課 ☎023-630-2473

【町関連】

農林振興課 農政係 ☎67-2114

## 無人直売施設設置支援事業のお知らせ

町内農産物の無人直売施設を新たに設置する、町内に住所を有し、経営面積が1haを超える農業者又は2戸以上の農家が組織する団体に対し設置費用の一部を支援します。

### ▶支援内容

税抜き3万円以上の無人直売施設を新たに設置する経費の1/2以内（限度額30万円）を支援

※車の渋滞、事故等のリスクを考慮した安全な設置場所が確保されていること

### ▶申請期限

9月30日（木）

### ▶問合せ先

農林振興課 農政係 ☎67-2114

## 新型コロナウイルス感染症に関する相談・受診体制について

発熱や咳などの症状がある場合は、必ず電話で受診相談をしてから、かかりつけ医の指示に従って受診しましょう。

発熱や咳などの「症状がある」場合

「症状がない」場合

かかりつけ医療機関が  
**ある**

かかりつけ医療機関が  
**ない（または休診）**

・感染していないか心配  
・予防方法を聞きたい 等

電話相談

電話相談

電話相談

かかりつけ医療機関  
☎診察券の電話番号

受診前に、必ず電話相談をお願いします。

・かかりつけ医で対応できないときは、最寄りの対応医療機関を案内します。

受診相談コールセンター  
☎0120-88-0006

・受付 24時間受付  
(土日祝日も含む)

案内

一般相談コールセンター  
☎0120-56-7383

・受付 午前8時30分～午後6時  
(土日祝日も含む)

厚生労働省「電話相談」

☎0120-56-5653

・受付 午前9時～午後9時  
(土日祝日も含む)

発熱等の患者の診療や検査を行う  
「診療・検査医療機関」が診察します。

### ▶問合せ先

健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116

## 飲食店等緊急支援給付金の交付について

イベントの中止や外出の自粛等から売上が大幅に減少した町内飲食店等に対し、事業継続を支援するため給付金を交付します。

### ▶対象者

町内に店舗を有し、次のいずれにも該当する事業者

- (1) 業種（次のいずれかに該当）
  - ①飲食店、宿泊施設（宿泊施設は、宿泊とは別に、宴会受付や飲食サービスの提供を行っている施設）
  - ②タクシー事業者（福祉輸送事業限定事業者を除く）
- (2) 飲食店および宿泊施設の場合は、令和2年12月から令和3年3月までの間のいずれかひと月の売上が、前々年同月（平成30年12月から平成31年3月）（※）の売上と比較して2割以上減少していること。  
 ※平成31年4月1日以降に事業を開始した事業者の場合は、「前々年同月」を「平成31年4月から令和2年11月までの間のいずれかひと月」と読み替えるものとする。
- (3) 申請時点においても事業を行っており、また給付金の受給後も事業継続する者。

### ▶給付金の額

- ①飲食店・宿泊施設
  - 【基本額】1事業者20万円（法人は40万円）
  - 【加算額】  
夜間営業を行い、夜7時以降も酒類の提供を行う場合、1事業者10万円（法人は20万円）
- ②タクシー事業者
  - 【基本額】1事業者20万円
  - 【加算額】  
常時配備車両1台につき3万円（福祉タクシー車両は除く）

### ▶申請期限

7月30日（金）

### ▶問合せ先

総合産業課 商工観光係 ☎67-2113

## 地域商品券（第2弾）を配布します

イベントの中止や外出の自粛等から売上が大幅に減少した町民の生活支援および町内商店等における消費喚起を目的に、昨年度に引き続き、全町民に対して1人につき5,000円分の地域商品券を配布します。

### ▶支援内容

全町民に地域商品券を配布(1人あたり5,000円分)

### ▶その他

配布時期は、6月中旬頃を予定しています。

### ▶問合せ先

総合産業課 商工観光係 ☎67-2113

## 雇用調整助成金（町上乗せ）の交付について

国が特例措置として実施する雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の支給を受けた町内事業所に対し、町が上乗せして助成金を交付します。

### ▶対象者

雇用調整助成金等の支給決定を受けた町内事業所

### ▶助成内容

国の上限額を超える部分に対し、18,750円までの部分の1/2を助成

### ▶その他

令和3年3月1日から4月30日までの間の休業に係る申請期限は、令和3年7月30日になります。（今後、国の特例措置の期間が延長された場合は、町の申請期限も延長される場合があります。）

### ▶問合せ先

総合産業課 商工観光係 ☎67-2113

## 休業事業主社会保険料等支援助成金の交付について

国が特例措置として実施する雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の支給を受けた町内事業所に対し、休業に係る従業員の法定福利費に対する事業主負担について、助成金を交付します。

### ▶対象者

雇用調整助成金等の支給決定を受けた町内事業所

### ▶助成内容

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給決定額（教育訓練加算額は除く）の5%

### ▶その他

令和3年4月1日から4月30日までの間の休業に係る申請期限は、7月30日になります。（今後、国の特例措置の期間が延長された場合は、町の申請期限も延長される場合があります）

### ▶問合せ先

総合産業課 商工観光係 ☎67-2113

## あさひエール券（第3弾）を販売します（料理飲食等応援事業）

イベントや会合の中止、外出の自粛等から売上が大幅に減少した飲食店や宿泊施設、タクシー会社を支援するため、昨年度に引き続き「あさひエール券」を発行いたします。

### ▶支援内容

5,000円分のクーポン券を3,000円で販売。

### ▶その他

実施時期は、コロナウイルス感染の拡大状況を考慮し実施しますので、決まり次第、あらためてお知らせします。

### ▶問合せ先

総合産業課 商工観光係 ☎67-2113

## 宿泊応援キャンペーン（第2弾）を実施します

往來の自粛などにより、予約のキャンセルや売上の減少が続く町内宿泊施設を支援し、観光消費の拡大及び町内経済の活性化を図るため、昨年度に引き続き「宿泊応援キャンペーン」を実施いたします。

### ▶支援内容

町内の対象宿泊施設にて、税込1,000円以上の宿泊プランをご利用の方に、1,000円の支払い毎に300円を割引（1人あたり割引上限3,000円）

### ▶その他

実施時期は、コロナウイルス感染の拡大状況を考慮し実施しますので、決まり次第、あらためてお知らせします。

### ▶問合せ先

総合産業課 商工観光係 ☎67-2113

## 水道使用料の支援について

6月分検針から8月分検針までの3か月間、水道使用料を減額します。

### ▶支援内容

水道使用料（1か月あたり）×1/2

### ▶問合せ先

建設水道課 上下水道係  
☎67-3570

※小規模共同水道施設料金についても水道使用料と同様に、6月分から8月分までの3か月間、利用料金を減額します。

### ▶支援内容

利用料金（1か月あたり）×1/2

### ▶問合せ先

税務町民課 住民生活係 ☎67-2119